「海岸漂着物等発生抑制普及啓発パネル」貸出要領

１　目的

海岸に漂着するごみ等の発生抑制に関して県民に周知するための「海岸漂着物等発生抑制普及啓発パネル」（以下「啓発パネル」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

２　貸出機関

啓発パネルの貸し出しは、秋田県生活環境部循環型社会推進課（以下「貸出機関」という。）が行う。

３　対象

貸し出し対象は、県、県内市町村、学校及び関係団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

４　貸出物品

海岸漂着物等発生抑制普及啓発パネル　一式（各パネルの名称は別記のとおり）

５　貸出方法

（１）啓発パネルの借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（別紙様式）を貸出機関に提出するものとする。

（２）貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、啓発パネルを貸し出しするものとする。

（３）貸し出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として貸出機関から啓発パネルを直接受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。

（４）貸し出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとする。

６　貸出機関

貸出期間は、原則として１０日以内とする。

７　料金

無料とする。

８　損害賠償

借受者が故意に啓発パネルを破損した場合は、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

９　その他

（１）借受者は、啓発パネルを使用して営利目的の営業を行ってはならない。

（2） 借受者は、第三者に転貸してはならない。

附　則

この要領は、令和　元年　６月２８日から施行する。
この要領は、令和　２年　１月　６日から施行する。
この要領は、令和　７年　９月　１日から施行する。
この要領は、令和　８年１１月　１日から施行する。

別　記　　海岸漂着物等発生抑制普及啓発パネル一覧

パネル番号	パ　ネ　ル　の　名　称
1	分別のある分別を「缶」
2	分別のある分別を「ガラスびん」「紙」
3	分別のある分別を「生ごみ」
4	分別のある分別を「ペットボトル」「繊維製品」
5	分別のある分別を「電池」
6	どうして海岸にはごみがたまるのでしょうか？
7	マイクロプラスチックについての基礎知識
8	ポイ捨てと海岸漂着ごみとの関係
9	マイクロプラスチックの発生源とその害